

令和 7年10月 6日

分析試験結果書

検体番号 W25091116



鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 佐々木久之 様

一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-12-11
試験責任者 松澤 悠

水道法第20条登録検査機関 (登録番号第16号)
計量証明事業登録機関 (千葉県知事第507号)

令和 7年 9月11日 受付した検体について、分析試験の結果は次の通りです。

受付区分	受け取り (一財)千葉県薬剤師会検査センター		
採取年月日	令和 7年 9月11日	分析期間	令和 7年 9月11日 ~ 令和 7年 9月29日
試料名(採取場所)	奥谷浄水場天日乾燥床汚泥 (産業廃棄物溶出試験)		

分析項目	分析結果	分析方法
含水率(水分) (%)	98.3	昭和48年環境庁告示13号第1備考
カドミウム又はその化合物 (mg/L)	0.001未満	JIS K0102-55.4
シアン化合物 (mg/L)	0.1未満	JIS K0102-38.1.2及び38.3
有機りん化合物 (mg/L)	0.1未満	JIS K0102-4 7.2.1及び7.2.3
鉛又はその化合物 (mg/L)	0.01未満	JIS K0102-54.4
六価クロム化合物 (mg/L)	0.04未満	昭和48年環境庁告示第13号別表第1
ひ素又はその化合物 (mg/L)	0.005未満	JIS K0102-61.4
水銀又はその化合物 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び 昭和49年環境庁告示第64号付表1
ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4
ジクロロメタン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
四塩化炭素 (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
トリクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
チウラム (mg/L)	0.006未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン (mg/L)	0.002未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1
セレン又はその化合物 (mg/L)	0.002未満	JIS K0102-67.4
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表7
— 以下余白 —		

備考：検液の作成は、昭和48年環境庁告示第13号による。

令和 7年10月 6日

分析試験結果書

検体番号 W25091117①



鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 佐々木久之 様

一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-12-11
試験責任者 松澤 悠

水道法第20条登録検査機関（登録番号第16号）
計量証明事業登録機関（千葉県知事第507号）

令和 7年 9月11日 受付した検体について、分析試験の結果は次の通りです。

受付区分	受け取り（一財）千葉県薬剤師会検査センター				
採取年月日	令和 7年 9月11日	分析期間	令和 7年 9月11日 ~ 令和 7年10月 2日		
試料名（採取場所）	奥谷浄水場天日乾燥床汚泥（土壌環境）				
形状	液状	色相	黒色	臭気	無臭
分析項目	分析結果	分析方 法			
カドミウム (mg/L)	0.0003未満	JIS K0102-3 14.5			
全シアン (mg/L)	0.1未満	JIS K0102-2 9.3.2及び9.5			
有機燐 (mg/L)	0.1未満	JIS K0102-4 7.2.1及び7.2.3			
鉛 (mg/L)	0.005未満	JIS K0102-3 13.5			
六価クロム (mg/L)	0.04未満	JIS K0102-3 24.3.1			
砒素 (mg/L)	0.001未満	JIS K0102-3 20.5			
総水銀 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2			
アルキル水銀 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び 昭和49年環境庁告示第64号付表1			
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4			
ジクロロメタン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1			
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	JIS K0125-5.2.1			
クロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	平成9年環境庁告示第10号付表 (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)			
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004未満	JIS K0125-5.2.1			
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	JIS K0125-5.2.1			
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0005未満	JIS K0125-5.2.1			
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006未満	JIS K0125-5.2.1			
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001未満	JIS K0125-5.2.1			
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0005未満	JIS K0125-5.2.1			
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002未満	JIS K0125-5.2.1			
チウラム (mg/L)	0.0006未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5			
シマジン (mg/L)	0.0003未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1			
チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1			
ベンゼン (mg/L)	0.001未満	JIS K0125-5.2.1			
セレン (mg/L)	0.002未満	JIS K0102-3 26.4			
ふっ素 (mg/L)	0.09	JIS K0102-2 5.2.2及び5.3			
ほう素 (mg/L)	0.1未満	JIS K0102-3 5.5			
1,4-ジオキサソ (mg/L)	0.005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表7			
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004未満	シス体 JIS K0125-5.2.1 トランス体 JIS K0125-5.2.1			
- 以下余白 -					

備考：検液の作成は、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法による。

